

液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準 KHKS0127 (2007)の  
定期見直しについて

1. 基準の趣旨

液化炭酸ガス容器は、ビールサーバー用、清涼飲料水ベンダー用等一般消費者の間で広範囲に用いられているが、特に夏季において運送中あるいは保管中に安全弁が突然作動する事例が発生していた。

そこで、「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準」は、夏季における当該安全弁の予期せぬ作動を減少させることを目的として、安全弁の作動頻度等に関する実態調査及び夏季における液化炭酸ガス容器の温度、安全弁の作動圧力等の計測試験の実施に加え、海外規格及び我が国の現行基準における炭酸ガスの充てん量と温度・圧力の関係、安全弁の作動圧力、容器の耐圧性能等について比較及び検討を行い、我が国の液化炭酸ガスの充てん量、容器の強度及び安全弁の作動圧力の再現性に問題がないことを確認し、2007年に制定されたものである。

2. 見直しの方針（案）

上述のとおり、本基準は2007年に制定され、現在、当該基準により安全弁作動試験を実施し、附属品検査に合格した安全弁の普及が徐々が進んでいる。

本年度は、前回の定期見直しから5年となるため、関係団体に当該基準の改正の要望調査を行ったところ、特に改正要望はなかったため、今回の見直しについては、「確認」としたい。